一時的な休止

公益社団法人日本水産資源保護協会

更新日：2026 年 10 月 26 日

MEL 協議会の定める「特殊事情による認証の一時的な休止の取扱いについて」に基づき、認証を一時的に休止している事業者を掲載しています。休止の期間中に生産・加工された水産物には、MEL ロゴマークを表示できません。

取得者	認証番号	休止の期限	休止の理由
十三漁業協同組合	MEL-JFR-F020001	2030 年 3 月 19 日	経済状況の変化のため
日本海かにかご漁業協会	MEL-JFR-F310001	2026 年 12 月 3 日	MEL ロゴマークの使用等、MEL 認証を必要としない状況となっており、認証の必要性等を再検討するため
株式会社オンスイ 愛媛工場	MEL-JFR-C380006	2027 年 9 月 12 日	仕入先事業者の養殖認証の終了に伴い、原魚の仕入れが困難なため
不動水産株式会社	MEL-JFR-C340008	2027 年 8 月 30 日	現状 MEL 製品としての販売先がなく、費用対効果を考慮したため
鷲北水産物加工有限会社	MEL-JFR-C160001	2027 年 12 月 9 日	近年の認証維持・更新に係る費用負担の増加に対し、現時点では認証による取引拡大や付加価値向上等の効果が限定的であり、費用対効果の面から総合的に検討した結果、認証に関する業務を一時休止する判断に至ったため
VAN DUC FOOD COMPANY LIMITED	MEL-JFR-C510002	2027 年 5 月 29 日	秋鮭の加工を休止しているため